

岩手県告示第423号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成30年5月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	根田茂第1地割及び第3地割の各一部、砂子沢第1地割の一部及び第3地割
宮古市	平津戸第1地割及び第2地割、臺目第2地割及び第14地割、音部第4地割及び第7地割の各一部、田老字飛、下撰待及び星山の一部、茂市第8地割、腹帯第2地割及び第3地割
遠野市	上郷町佐比内13地割、16地割、18地割から19地割まで、21地割、25地割及び28地割から31地割までの各一部
一関市	田村町の一部、大手町の一部、大町の一部、上大槻街の一部、城内、八幡町、新大町、南新町、駅前、字広街、字八幡街、字大槻町、字裏下街、中里字上大林及び二番谷起の各一部、狐禅寺字谷地田、林谷起、石ノ瀬及び中島の各一部
釜石市	橋野町第5地割から第6地割まで、第7地割の一部、第8地割から第9地割まで、第29地割及び第31地割、大字平田第7地割の一部、第8地割及び第9地割の一部
奥州市	江刺梁川字宇南、下芦沢及び地藏堂の一部
滝沢市	外山の一部及び湯舟沢の一部
金ヶ崎町	永栄の一部
大槌町	金沢第1地割及び第2地割の各一部、小槌第26地割、第29地割及び第31地割の各一部、須賀町、栄町及び大町の各一部、吉里吉里第8地割及び第10地割から第12地割までの各一部
山田町	豊間根第3地割、第20地割の各一部、大沢第1地割から第2地割まで及び第11地割から第13地割まで

2 調査期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで